

八幡市新本庁舎整備事業

設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル募集要領

令和元年6月10日

八幡市総務部総務課

目次

1	募集要領の目的	1
2	本事業の概要	1
	(1) 本プロポーザルの実施者	
	(2) 本プロポーザルの事務局	
	(3) 本事業の概要	
	(4) 関係書類等	
3	受注候補者の決定等の手続	5
	(1) プロポーザル審査及び契約に係るスケジュール	
	(2) 受注候補者の審査及び評価方法	
	(3) 第一次審査「資格審査」に関すること	
	(4) 第二次審査「技術提案審査」及び「技術者要件審査」に関すること	
	(5) 受注候補者等の決定に関すること	
	(6) 共通事項	
	(7) 受注候補者の決定フロー	
4	参加資格要件	8
	(1) 参加者の構成等	
	(2) 単独企業、又は企業体構成員全者に共通する参加資格要件	
	(3) 業務別の参加資格要件	
	(4) 参加資格要件の概要	
5	参加表明書の作成及び手続要領	15
	(1) 作成にあたっての基本的条件	
	(2) 提出書類（電子データ）の取得方法	
	(3) 参加表明書に関する質問の受付及び回答	
	(4) 参加表明書の体裁及び提出	
	(5) 参加表明書の審査方法	

6	技術提案書の作成及び手続要領	16
	(1) 技術提案項目等	
	(2) 作成及び提案にあたっての基本的条件	
	(3) 提出書類（電子データ）の取得方法	
	(4) 設計図書等に関する質問の受付及び回答	
	(5) VE提案に関する受付及び採否の回答	
	(6) 技術提案書の体裁及び提出	
	(7) 技術提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリング審査	
7	技術提案書の評価方法	20
	技術提案項目評価基準	
8	技術者要件審査申請書の作成及び手続要領	20
	(1) 作成にあたっての基本的条件	
	(2) 提出書類（電子データ）の取得方法	
	(3) 技術者要件審査申請書の体裁及び提出	
9	その他	21
	(1) 本プロポーザル後の契約の予定	
	(2) その他	

別紙 受注候補者の決定フロー

1 募集要領の目的

昭和 53 年に建設された八幡市庁舎は、老朽化、耐震性能の不足等の問題を解決するとともに、庁舎の防災機能の強化と行政サービス機能の充実を図るために、新庁舎の建設を行うこととし、平成 30 年 3 月に策定した「八幡市新庁舎整備基本計画～新庁舎及び敷地環境の整備に向けて～」に沿って、この度、八幡市新庁舎基本設計業務基本設計書（以下「基本設計書」という。）を取りまとめた。

この基本設計書に基づき、現庁舎を利用しながら、安全かつ円滑に新本庁舎整備及び附帯工事の実施設計及び工事施工を一括して実施できる事業者を広く募り、幅広い技術提案を求め、実績、能力、適性、価格等を評価し決定するため公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施する。

なお、本募集要領（以下「本要領」という。）は、本プロポーザルへの参加要件のほか、技術提案に係る審査・評価方法及び手続等を定めるものである。

2 本事業の概要

(1) 本プロポーザルの実施者

八幡市長 堀口 文昭（以下「市長」という。）

(2) 本プロポーザルの事務局

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75

八幡市総務部 総務課（以下「事務局」という。）

TEL：075-983-2932（直通） FAX：075-982-7988

E-mail：soumu@mb.city.yawata.kyoto.jp

(3) 本事業の概要

① 名称

八幡市新本庁舎整備事業（以下「本事業」という。）

② 場所

八幡市八幡園内地内 他

③ 対象業務

本事業では次に掲げる業務を行う。

ア 設計業務

- ・新本庁舎整備
- ・分庁舎改修（既存分庁舎一部撤去及び改修）
- ・プロムナード整備
- ・ロータリー整備

上記に係る実施設計

イ 工事監理業務

- ・新本庁舎整備

- ・分庁舎改修（既存分庁舎の一部撤去及び改修）
- ・プロムナード整備
- ・ロータリー整備

上記に係る工事の監理

ウ 工事施工

- ・新本庁舎整備工事
- ・分庁舎改修工事（既存分庁舎の一部撤去及び改修）
- ・プロムナード整備工事
- ・ロータリー整備工事

④ 要求水準

本事業の要求する水準は、要求水準書、基本設計図書及び参考図による。これらは、市が要求する内容及び品質を満たすべき最低限の水準である。

⑤ 遵守すべき法令等

本事業の契約者（以下「事業者」という。）は、本事業実施において、関係法令等を遵守しなければならない。また、関係法令等に基づく許認可等が必要な場合は、事業者の負担により当該許認可を取得しなければならない。

⑥ 調査等

本事業を実施するにあたり、必要となる調査（近隣家屋等調査は除く）等は事業者の負担とする。ただし、（2 本事業の概要（4）①貸出資料）は活用することができる。

⑦ 来庁者及び近隣への配慮

工事施工は、以下の点に留意すること。

ア 関係法令等を遵守し、来庁者の安全確保に万全を期するとともに、近隣、文化センター及び現庁舎への騒音、振動及び塵埃等の影響を最小限に留めるように対策を講じること。

また、別途市が実施予定である近隣家屋等調査の範囲に留意すること。

イ 本事業に関連し、やむを得ない理由で、補償問題等が生じた場合には、事業者が誠意をもって解決にあたり、本事業の円滑な実施に努めること。

ウ 周辺の施設等に損傷を与えた場合は、当該施設の所有者並びに管理者等と協議のうえ、事業者が自らの負担により現況に復旧すること。

⑧ 整備対象施設

本事業	新本庁舎整備、分庁舎改修、外構整備（プロムナード整備、ロータリー整備含む）
別途整備工事	現庁舎改修工事（防災ひろば（仮称）整備工事）、新別館新築工事、別館解体工事、環境事務所車庫棟解体及び新築工事、市民ひろば等整備工事、中央駐車場整備工事、新庁舎建設に

	係る外構通路整備工事、北駐車場整備工事、南駐車場整備工事
--	------------------------------

※ 別途整備工事は本事業に含まない。

なお、本事業対象施設の詳細は、基本設計図書等を参照のこと。

⑨ 本事業期間等

ア 本事業期間

本事業契約の議会の可決日から令和4年11月末日（提案により期限を短縮することは差し支えない。）

イ 業務別の完了期限

(ア) 設計業務（建築確認等許認可含む）

令和2年12月末日（工事施工に支障が無いと認められる場合は市と協議の上、延長可能とする。）

(イ) 工事施工

令和4年8月末（令和4年9月より移転作業を開始予定）

※ 令和5年1月10日（火）より新本庁舎開庁予定。

⑩ 本事業の上限提案価格（消費税及び地方消費税を除く）

5,920,000,000円

（実施設計・工事監理・施工費含む）

※ 提案価格は、VE提案の採否の結果に基づいて提出し、その金額は、上限提案価格の範囲内とする。なおVE提案は「八幡市新本庁舎整備事業設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザルVE提案要領」による。

⑪ 最低制限提案価格

設定しない。

⑫ 支払い条件（八幡市財務規則の規定に基づく）

- ・ 令和元年度 支出上限額 0円
- ・ 令和2年度 前金払 部分払 支出上限額 2,200,000,000円
- ・ 令和3年度 中間前払 部分払 支出上限額 1,000,000,000円
- ・ 令和4年度 上限なし

※ 支出上限額は税込み。

※ 令和元年11月中旬に仮契約を締結する。

※ 賃金又は物価の変動に対応するスライド条項を適用する。

※ 本プロポーザルにより決定された受注候補者は、本市との仮契約の締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- ・ 契約保証金の納付（現金又は銀行保証の小切手に限る。）
- ・ 債務不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行又は市長が確

実と認める金融機関の保証

- ・ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証
- ・ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補方式に限る。）上記の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上とする。

(4) 関係書類等

参加表明及び技術提案については、次に掲げる資料を踏まえ作成すること。当該資料については、各データを格納したCD-Rを貸出す。

また、本事業の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。

① 貸出資料

- ア 基本設計図書
- イ 参考図、BIMデータ（意匠、構造のAutodesk社Revitにより作成したネイティブデータ）
- ウ 地質調査関係資料
- エ 参考数量書
- オ その他資料（敷地現況図、庁舎既存図面、市議会庁舎整備検討特別委員会からの提言、電波障害机上検討報告書）

② 提供資料

- ア 参加表明書関係様式【様式1】
- イ 技術提案書関係様式【様式2】
- ウ 技術者要件審査申請書【様式3】
- エ VE提案関係書類【様式4】
- オ 契約書（案）

③ 貸出期間

令和元年6月11日（火）から

令和元年6月21日（金）まで

※ ただし、土曜日、日曜日を除く。午前9時から午後5時まで。

なお、最終日は午後4時まで。

④ 貸出及び提供場所

事務局にて貸出及び提供を行う。

⑤ 借用及び取得方法

電子メールにて事務局へ貸出等の日時を予約のうえ、借用及び取得すること。

⑥ 貸出資料の返却

技術提案書の提出期限（令和元年10月4日（金））までに事務局まで返

却すること。

3 受注候補者の決定等の手続

(1) プロポーザル審査及び契約に係るスケジュール

(別紙 受注候補者の決定フローのとおり)

(2) 受注候補者の審査及び評価方法

① 第一次審査（参加者に必要な資格の有無を確認）

参加表明を行った事業者について、事務局により審査を実施する。

② 第二次審査（VE提案の採否及び技術提案内容を審査し評価）

評価委員会において、各事業者から提出された技術提案及び提案価格について総合的に審査、評価し、受注候補者及び第2位を特定する。

○技術提案における主な評価項目（以下「評価項目」という。）

I. 事業者及び実施設計に係る技術者の実績等

II. 事業を円滑に進めるための体制と早期完成に向けた工夫

III. 基本設計を踏まえた合理的な設計提案

IV. 防災拠点となる庁舎とするための具体的な方法

V. ライフサイクルコスト及びエネルギーコストの縮減

VI. 工事における安全対策、騒音対策、利便性の確保

VII. 市内事業者の活用など地域貢献に向けた取り組み

○なお、技術提案に先立ち広くVE提案を求め、採否の結果を通知する。

○第二次審査総合評価点が5割未満の場合は、受注候補者と認めない。

○参加者が1者となった場合であっても、第二次審査を実施し、総合評価点が5割以上の場合は、受注候補者として特定の上、本事業契約締結に向けた交渉を行う。

(3) 第一次審査「資格審査」に関すること

① 参加資格の確認

ア 本事業に参加する者は、参加表明書を提出すること。

イ 事務局は参加者から提出された参加資格審査に関する提出書類を基に、各参加企業が参加資格を満たしているか否かを確認する。

ウ 選任の技術者については、第一次審査時に要件を満たす技術者の配置の可否のみを確認する。

エ 設計業務に関わる技術者については、技術提案書とあわせて提出する技術者要件審査申請書（第二次審査）において特定し、審査する。

オ 工事監理業務及び工事施工に関わる技術者の特定については、設計業務完了時まで資格や実績等に関する資料を市が指名した監督職員に提示し、承諾を得ること。

② 提案候補者の選定及び技術提案の要請

事務局による審査を行い、提案候補者の選定を行う。事務局は、当該結果に基づき、提案候補者に技術提案書の提出要請を行う。

③ 第一次審査結果の通知

ア 審査の結果、参加資格要件を全て満たし、提案候補者として選定された者（以下「有参加資格者」と言う。）に対しては、「参加資格適格通知書」を送付し、技術提案書の提出要請を行う。（令和元年7月4日（木）通知予定）

イ 提案候補者として選定されなかった者（参加資格を満たさない又は確認できない者）に対しては、その理由を明記した「参加資格不適格通知書」を送付する。

ウ 有参加資格者は、技術提案書（提案価格見積書及び提案価格見積書（内訳書）を含む）を提出することができる。

エ 参加資格不適格通知を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して7日以内に、指定様式により、市長に対して、その理由について説明を求めることができる。受付場所は事務局とし、受付時間は休庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

オ 上記に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により行う。

(4) 第二次審査「技術提案審査」及び「技術者要件審査」に関すること

技術提案審査として、技術事項及び価格事項の二つの面から「第二次審査」を行う。また、第一次審査時に実施しなかった技術者の資格や実績等の審査（技術者要件審査）もあわせて実施する。

① 技術提案書取りまとめ・基礎審査

事務局は、事業者から技術提案書の提出があった際は、技術事項及び価格事項の審査に先立ち、基礎審査として、求める資料等が全て提出されていることを確認し、所定の条件に基づき技術提案書が作成されているかを確認する。

② 技術者要件審査

事務局は、事業者から実施設計に係る技術者審査資料の提出があった際は、第一次審査に位置づけた資格及び実績要件を満たす技術者であるかを確認する。

③ プレゼンテーション、ヒアリング要請

プレゼンテーション、ヒアリングの詳細については、技術者要件審査及び基礎審査後に別途送付する通知により示すこととする。

④ 技術事項及び価格事項の評価

別に定める評価要領により評価点を算定する。

⑤ 受注候補者及び第2位の特定

評価委員会は、技術事項の評価及び価格事項の評価により得られた総合評価点が最も高い者を受注候補者に、次に高い者を第2位とし特定し、評価委員会より市長に報告する。

(5) 受注候補者等の決定に関すること

① 決定

市長は、評価委員会による受注候補者及び第2位の特定結果に基づき、受注候補者及び第2位を決定する。

② 決定の通知

ア 審査の結果、決定された受注候補者及び第2位に対しては、その旨を書面（受注候補者には受注候補者決定通知書、第2位には第2位決定通知書）にて通知する。（令和元年11月7日（木）通知予定）

イ 受注候補者等に決定されなかった者に対しては、その旨を書面（受注候補者及び第2位に決定されなかった旨の通知書）にて通知する。

ウ 受注候補者又は第2位に決定されなかった旨の通知書を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面（A4版任意様式）により、市長に対し、その理由の説明を求めることができる。受付場所は、事務局とし、受付時間は、休庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

エ 上記ウに対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して14日以内に書面により行う。

(6) 共通事項

① 提出された参加表明書及び技術提案書に関し、事務局から問合せ又は資料等の追加提出を求める場合がある。

② 参加の辞退

参加者は、技術提案書提出期限までに随時、参加を辞退することができる。辞退する場合は、その旨と理由を参加辞退届出書（様式1-11）に記載し、事務局に持参すること。

③ 失格

参加表明書又は技術提案書を提出した者（企業体の構成員を含む）が、次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

ア 評価委員会委員に、本プロポーザルに関し、直接又は間接を問わず接触した場合。

イ 参加表明書提出日（以下「基準日」という。）から受注候補者等公表までの間に、社会的信用を失墜させる行為が判明した場合。

- ウ 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合。
- エ 不正行為その他、市長が不適切と判断した場合。

(7) 受注候補者の決定フロー

受注候補者の決定までの流れは、別紙 受注候補者の決定フローのとおりとする。

4 参加資格要件

(1) 参加者の構成等

参加者は、本事業の実施を予定する以下のA・Bいずれかの場合とする。

A 単独企業

B 自主的に結成した特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）

ただし、下記の「(3) 業務別の参加資格要件②工事施工を行う者の参加資格要件」を満たす工事施工を行う代表者（以下「企業体代表者」という。）が、設計業務の協力を求めるため、「(3) 業務別の参加資格要件①設計業務及び工事監理業務を行う者の参加資格要件」のアからウまでをすべて満たす企業1社と結成する企業体に限る。

なお、八幡市建設工事請負業者指名に関する要綱（平成4年告示第40号）第3条第2項に定める市内業者（以下「市内業者」という。）に限り、工事施工の一部を行うため企業体に参画することが出来る。

(2) 単独企業、又は企業体構成員全者に共通する参加資格要件

参加者は、基準日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、基準日から受注候補者等公表までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消す。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 本件業務の参加表明書、技術提案書等の提出時において、京都府及び八幡市の指名競争入札について指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 市税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ④ 八幡市暴力団排除条例（平成25年八幡市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者であること。
- ⑤ ④に該当する者の依頼を受けて参加する者でないこと。
- ⑥ 評価委員会の委員でないこと。
- ⑦ 評価委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属する者でないこと。
- ⑧ 評価委員会の委員の研究室に所属する者でないこと。

(3) 業務別の参加資格要件

参加者のうち、設計業務、工事監理業務及び工事施工を行う者は、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とする。また、参加者は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者とする。

① 設計業務及び工事監理業務を行う者の参加資格要件

設計業務及び工事監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 基準日時点において、建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 日本国内において、単独又は企業体の代表設計者として実施設計業務（工事監理業務を行う者については、実施設計業務を工事監理業務と読み替える。以下、同様とする。）を行い、平成15年4月1日以降に竣工した延べ面積6,000㎡以上の議会機能を含む庁舎（平成31年国土交通省告示第98号別添二第四号第2類の施設に限る。）の新築又は増築（増築においては増築部分に限る。以下、同様とする。）に関する実績を有すること。

なお、新築及び増築の定義は、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）によるものとする。

ウ 日本国内において、単独又は企業体の代表設計者として実施設計業務を行い、平成15年4月1日以降に竣工した延べ面積6,000㎡以上の免震構造建築物の新築又は増築に関する実績を有すること。（ただし、用途は問わない）。

エ 基準日時点において、参加者の組織と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者の中から、各条件を満たす以下の技術者を配置すること。

a 管理技術者及び建築担当主任技術者

(ア) 一級建築士の資格を有すること。

(イ) 本業務に専任で配置できること。

(ウ) 平成15年4月1日以降、イに記載の建築設計に従事した実績があること。

b 構造担当主任技術者

(ア) 構造設計一級建築士の資格を有すること。

(イ) 平成15年4月1日以降、ウに記載の構造設計に従事した実績があること。

c 電気設備担当主任技術者

(ア) 建築設備士、技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門で合格し、同法による登録を受けている者）又は設備設計一級建築士の資格を有すること。

(イ) 平成15年4月1日以降、イに記載の設備設計に従事した実績があること。

d 機械設備担当主任技術者

(ア) 建築設備士、技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門で合格し、同法による登録を受けている者）又は設備設計一級建築士の資格を有すること。

(イ) 平成15年4月1日以降、イに記載の設備設計に従事した実績があること。

※ c又は、dのいずれかは、設備設計一級建築士の資格を有すること。又は、参加者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者が設備設計の法適合確認を行えるものであること。

※ b、c、dは、これまでに協力実績を有する協力会社の技術者の配置も可とする。

協力会社は、ア～エまでの参加資格要件に関わらず、本業務の参加資格を有さなくともよい。

② 工事施工を行う者の参加資格要件

ア 基準日時点において、建築一式工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）による許可を有し、業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における総合評定値（P）が次に示す点数以上の者であること。また、本市における平成30・31年度の入札参加資格申請を建設工事として資格の認定を受けている者であること。

工事種類	建設業許可	総合評定値（P）
建築工事一式	特定	1,500点以上

イ 単独又は企業体の代表構成員として、国又は地方公共団体が発注し、平成15年4月1日以降に竣工した延べ面積9,000㎡以上の施設（平成31年国土交通省告示第98号別添二第四号、第八号、第十号又は第十二号の公共施設）の新築又は増築に関する実績を有すること。

※ 公共施設とは、国又は地方公共団体若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社が発注する施設。

ウ 日本国内において、単独又は企業体の代表構成員として施工し、平成15年4月1日以降に竣工した延べ面積9,000㎡以上の免震構造建築物の新築又は増築に関する実績を有すること（ただし、用途は問わない）。

エ 基準日時点において、参加者の組織と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者の中から、各条件を満たす以下の技術者を配置すること。

a 監理技術者

(ア) 一級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有し、建

築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。

- (イ) 本業務に専任で配置できること。
- (ウ) 平成15年4月1日以降、国又は地方公共団体が発注し竣工した延べ面積6,000㎡以上の施設（平成31年国土交通省告示第98号別添二第四号、第七号、第八号、第十号又は第十二号の公共施設）の新築又は増築に従事した実績があること。

b 建築担当主任技術者及び現場代理人

- (ア) 一級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有していること。
- (イ) 本業務に専任で配置できること。
- (ウ) 平成15年4月1日以降、a(ウ)の建築工事に従事した実績があること。
- (エ) 現場代理人は監理技術者又は建築担当主任技術者を兼ねることができる。

c 電気設備担当主任技術者

一級電気工事施工管理技士、技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門で合格し、同法による登録を受けている者）又は設備設計一級建築士であること。

d 機械設備担当主任技術者

一級管工事施工管理技士、技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門で合格し、同法による登録を受けている者）又は設備設計一級建築士であること。

(4) 参加資格要件の概要

上記(1)から(3)に掲げた参加資格要件の概要は、次表のとおりである。

参加資格要件の概要

		設計業務及び工事監理業務に係る要件		工事施工に係る要件	
企業（単独又は企業体）の要件	ア 資格	事務所 登録	一級建築士事務所	総合評 定 値（P）	建築一式工事 1,500点以上
				建設業 許可	特定建設業
				入札参加 資格	建設工事
	イ 業務・工事実績	実績対象 業務	日本国内において、平成 15 年 4 月 1 日以降に竣工した新築又は増築（※1）に係る実施設計	実績対象 工事	日本国内において、平成 15 年 4 月 1 日以降に竣工した新築又は増築（※1）に係る工事
		受注形態	単独又は企業体の代表設計者	受注形態	単独又は企業体の代表構成員
		規模	延べ面積 6,000 m ² 以上	規模	延べ面積 9,000 m ² 以上
		用途	議会機能を含む庁舎	用途	平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二第四号、第八号、第十号又は第十二号の公共施設
	ウ 業務・工事実績	実績対象 業務	日本国内において、平成 15 年 4 月 1 日以降に竣工した新築又は増築（※1）に係る実施設計	実績対象 工事	日本国内において、平成 15 年 4 月 1 日以降に竣工した新築又は増築（※1）に係る工事
		受注形態	単独又は企業体の代表設計者	受注形態	単独又は企業体の代表構成員
		規模	延べ面積 6,000 m ² 以上	規模	延べ面積 9,000 m ² 以上
		免震	免震構造建築物の実実施設計（ただし、用途は問わない）	免震	免震構造建築物の施工（ただし、用途は問わない）

各技術者等の要件 ※2	管理技術者	資格	一級建築士	監理技術者	資格	一級建築施工管理技士又は一級建築士、工事監理技術者資格証の交付を受け監理技術者講習を修了
		業務実績	参加者組織と3ヶ月以上の雇用関係 平成15年4月1日以降、日本国内において延べ面積6,000㎡以上の議会機能を含む庁舎の新築又は増築に係る実施設計に従事		業務実績	参加者組織と3ヶ月以上の雇用関係 平成15年4月1日以降、日本国内において延べ面積6,000㎡以上の告示第98号別添二第四号、第七号、第八号、第十号又は第十二号の公共施設の新築又は増築の施工（監理技術者又は主任技術者）に従事
	建築担当主任技術者	資格	一級建築士	建築担当主任技術者及び現場代理人	資格	一級建築施工管理技士又は一級建築士
		業務実績	参加者組織と3ヶ月以上の雇用関係 平成15年4月1日以降、日本国内において延べ面積6,000㎡以上の議会機能を含む庁舎の新築又は増築に係る実施設計に従事		業務実績	参加者組織と3ヶ月以上の雇用関係 平成15年4月1日以降、日本国内において延べ面積6,000㎡以上の告示第98号別添二第四号、第七号、第八号、第十号又は第十二号の公共施設の新築又は増築の施工（主任技術者）に従事 現場代理人は監理技術者又は建築主任技術者を兼ねることができる

構造担当主任技術者	資格 ※4	構造設計一級建築士			
	業務実績	参加者組織と3ヶ月以上の雇用関係 平成15年4月1日以降、日本国内において延べ面積6,000㎡以上の免震構造建築物の新築又は増築に係る実施設計に従事（ただし、用途は問わない）			
電気設備担当主任技術者	資格 ※3 ※4	建築設備士、技術士（電気電子）又は設備設計一級建築士	電気設備担当主任技術者	資格	一級電気工事施工管理技士、技術士（電気電子）又は設備設計一級建築士
	業務実績	参加者組織と3ヶ月以上の雇用関係 平成15年4月1日以降、日本国内において延べ面積6,000㎡以上の議会機能を含む庁舎の新築又は増築に係る実施設計に従事		業務実績	参加者組織と3ヶ月以上の雇用関係
機械設備担当主任技術者	資格 ※3 ※4	建築設備士、技術士（機械）又は設備設計一級建築士	機械設備担当主任技術者	資格	一級管工事施工管理技士、技術士（機械）又は設備設計一級建築士
	業務実績	参加者組織と3ヶ月以上の雇用関係 平成15年4月1日以降、日本国内において延べ面積6,000㎡以上の議会機能を含む庁舎の新築又は増築に係る実施設計に従事		業務実績	参加者組織と3ヶ月以上の雇用関係

※1：新築及び増築の定義については、建築基準法の規定によるものとする。

※2：設計業務、工事監理業務及び工事施工における各技術者について、第一次審査時に技術者配置の可否についての確認を行い、第二次審査として実施設計に係る技術者個々の資格実績等の審査（技術者要件審査）を行う。

※3：電気設備担当又は、機械設備担当のいずれかは、設備設計一級建築士の資格

を有すること。又は、参加者の組織と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者が設備設計の法適合確認を行えるものであること。

※4：構造担当、電気設備担当、機械設備担当は、これまでに協力実績を有する協力会社の技術者の配置も可とする。

5 参加表明書の作成及び手続要領

(1) 作成にあたっての基本的条件

本要領及び基本設計図書等を熟読のうえ、参加表明書を作成すること（本要領「4 参加資格要件」を満たしていること）。

(2) 提出書類（電子データ）の取得方法

本要領「2 本事業の概要、(4) 関係書類等」を参照すること。

(3) 参加表明書に関する質問の受付及び回答

① 提出期間（休庁日を除く）

令和元年6月11日（火）から 同年6月18日（火）午後4時まで

② 提出場所

事務局

③ 提出方法

本要領に定める質問書（様式1-9）により、参加表明書の作成に係る質問に限定し、PDF形式に変換せず、Microsoft社製のWordで作成した電子データを、電子メールの添付ファイルとして事務局に送信すること。

なお、電子メールの件名は、「八幡市新本庁舎整備事業質問書 参加表明質問（法人名）」とし、電話にて事務局に受信の確認を行うこと。

なお、送信及び提出するMicrosoft社製ソフトウェアにより作成した電子データについては、事務局ではMicrosoft Office2016を使用し確認等を行うので留意すること（Microsoft社製の電子データについては、以下同様）。

④ 回答

令和元年6月21日（金）午後5時までに、下記の市ホームページ内に掲載する。また、回答書は、本要領の追加又は修正とみなす。

<http://www.city.yawata.kyoto.jp/0000005581.html>

(4) 参加表明書の体裁及び提出

① 体裁及び書式

ア 取得した電子データを使用し、参加表明書関係様式に示された順番に綴り、それぞれにページを付して、ステープル留めはせず、左側1箇所をダブルクリップで留めること。

イ 特定建設工事共同企業体協定書が必要な場合の留意点

- (ア) 企業体により参加する場合には、八幡市新本庁舎整備事業特定建設工事共同企業体協定書（案）（様式1-10）を参考にして作成し、その写しを提出すること。
- (イ) 前記の協定書（案）第8条における分担工事額は、価格提案書（様式2-21）及び提案価格見積書（様式2-22）に記載する金額と、大きな差異を生じないこと。

② 提出期間

令和元年6月25日（火）から同年6月26日（水）午後4時まで

③ 提出場所

事務局

④ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

※ 持参による場合は、事前に日時を電話連絡すること。また、郵送による場合は、提出期間内必着とする。

⑤ 提出部数

正1部 副1部 計2部及びCD-R1部

CD-Rには、提出書類の電子データを格納すること。また、CD-Rへの格納条件は次のとおりとする（CD-Rの提出方法は以下同様とする。）

- 1) CD-R：Windows フォーマット
- 2) 使用アプリケーション：様式の指定があるもの、説明文等は、Microsoft社製のWord、Excel。その他図面等は、PDF形式。
- 3) ウィルスチェック：CD-Rはウィルスチェックを行ってから提出すること。

※ 電子データをCD-Rに格納できない場合は、DVD-Rにより提出するものとする。以下、同じ。

(5) 参加表明書の審査（第一次審査）方法

本要領「3 受注候補者の決定等の手続」を参照のこと。

6 技術提案書の作成及び手続要領

(1) 技術提案項目等

技術提案書は、用紙の大きさをA3版（計3枚）とし、詳細は技術提案関係様式（様式2-11から2-14まで）による。技術提案書関係様式集一覧表に記載の各様式に記載すべき事項を漏れなく記載すること。

(2) 作成及び提案にあたっての基本的条件

① 作成にあたっての基本条件

基本設計図書等に示す機能等を満たすとともに、その設計思想を尊重し技術提案書を作成すること。

② 提案にあたっての基本条件

ア 技術提案にあたっては、機能面、価格面及び基本設計図書等を総合的に検討し、VE（バリューエンジニアリング）の考え方に基づいた提案を行うこと。ただし、当該提案が本市及び新本庁舎整備事業において市の利益になると認め難い場合は、その提案を採用しない。

イ 技術提案内容については、契約後において、発注者と受注者との協議により採用されないことがある。なお、提案が採用されなかった場合も、原則として事業費の増額は認めない。

③ 参加の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 参加資格がない者による提案

イ 資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした提案

ウ 提出書類の記載事項が不明なもの、又は、記名・押印のない提案

エ 書類が不足している提案

オ 要求したもの以外の書類及び図面等

カ 提案者が2つ以上の提案書を提出した提案

キ 提案者が他の提案者の代理をした提案

ク その他参加に関する条件に違反した提案

(3) 提出書類（電子データ）の取得方法

本要領「2 本事業の概要、(4) 関係書類等」を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問の受付及び回答

① 提出期間（休庁日を除く）

令和元年7月5日（金）から同年7月16日（火）午後4時まで

② 提出場所

事務局

③ 提出方法

本要領に定める質問書（様式2-01）により、PDF形式に変換せず、Microsoft社製のWordで作成した電子データを、電子メールの添付ファイルとして事務局に送信すること。なお、電子メールの件名は、「八幡市新本庁舎整備事業 設計図書等に関する質問書（法人名）」とし、電話にて事務局に受信の確認を行うこと。

④ 回答方法

令和元年7月26日（金）午後5時までに、第一次審査を通過した者へ電子メールの添付ファイルとして回答する。

(5) V E 提案に関する受付及び採否の回答

(※ 提案書の提出は必須事項ではないものとする。)

① 作成にあたっての基本条件

基本設計図書等に示す機能等を満たすとともに、概算費用対効果額（コストダウン若しくは価値の向上又はその両方）が高いものから順に最大30項目までの提案を事前審査の対象とする。

② 提出期間（休庁日を除く）

令和元年8月5日（月）から同年8月16日（金）午後4時まで

③ 提出場所

事務局

④ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

※ 持参による場合は、事前に日時を電話連絡すること。また、郵送による場合は、提出期間内必着とする。

⑤ 提出部数

ファイルに綴り正1部 副7部 計8部及びCD-R2部

CD-Rには、本要領に定める様式により電子データを格納すること。

⑥ V E 提案に関するプレゼンテーション・ヒアリング審査

V E 提案を行う者にはV E 提案に関するプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施する。

- ・本審査は非公開とする。
- ・本審査への出席者は、5名以内とする。
- ・プレゼンテーションは、各提案者において用意したパソコンを用いて説明すること。なお、事務局において用意する備品については、以下のとおり。また、プレゼンテーションに用いる資料の印刷物（カラーA4サイズ）を当日、15部持参のこと。
 - ・プロジェクター EPSON（品番：EB-2065）
 - ・スクリーン CASIO（品番：YN-60）
 - ・接続ケーブル HDMIケーブル5m、RGBケーブル10m
- ・本審査に出席しない場合は、V E 提案を採用しないものとする。
- ・本審査は、令和元年8月30日（金）に実施予定であり、場所、時間、留意事項等については別途事務局より通知する。

⑦ 回答方法

令和元年9月9日（月）に、V E 提案の提出者に限り個別に電子メールにて回答する。

(6) 技術提案書等の体裁及び提出

① 体裁及び書式

ア 取得したCD-R内の様式を使用し、技術提案書関係様式に示された順番、用紙サイズ及び枚数制限に従い、価格提案書（様式2-21）及び提案価格見積書（内訳書）（様式2-22）を除き綴ること。また、それぞれにページを付して、ステープル留めはせず、フラットファイルへ綴ること。

イ A3版様式はA4版様式の大きさに折り込むこと。

ウ 技術提案書の作成にあたっては、会社名を記載することとしている書類以外には、会社名及び会社名を類推できるロゴマーク等の記載は不可とする。

エ 使用する文字のフォントについて制限はないが、見やすさに配慮すること（主たる文章は11pt以上を基本とする）。また、図表等を適宜活用して分かりやすい表現とすること。

オ 用紙の余白は、左右、最低20mm 以上は確保すること（ページ番号は除く）。

カ 価格提案書及び提案価格見積書（内訳書）については、別に定める封入要領書（様式2-23）に従い封入し、事業名、提案価格見積書在中である旨及び単独名及び企業体名を明記して1部提出すること。

キ 提出した価格提案書及び提案価格見積書（内訳書）の訂正はできない。

② 提出期間

ア 技術提案書

令和元年10月3日（木）午前9時から

同年10月4日（金）午後4時まで

イ 価格提案書

令和元年10月24日（木）午前9時から

同年10月25日（金）午後4時まで

③ 提出場所

事務局

④ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

※ 持参による場合は、事前に日時を電話連絡すること。また、郵送による場合は、提出期間内必着とする。

⑤ 提出部数

正1部 副15部 計16部及びCD-R 2部

CD-Rには、提出書類の電子データを格納すること。

※ 正のみ会社名を記載し、副へは「参加資格適格通知書」に記載された番号を指定箇所に記載すること。

(7) 技術提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリング審査

- ① 本審査は非公開とする。
- ② 本審査への出席者は、5名以内とする。
- ③ 本審査の順番は、技術提案書提出時に希望を聞き取り、事務局にて調整する。
- ④ 本審査の場所、時間、留意事項等については別途事務局より通知する。
- ⑤ プレゼンテーションは、技術提案書の内容とし、各提案者において用意したパソコンを用いて説明すること。ただし、技術提案書に記載された文章、表、イメージスケッチ、略図等の範囲であれば、拡大用紙（パネル）、プロジェクター静止画像を使用することができる。なお、事務局において用意する備品については、6. (5) ⑥のとおり。また、プレゼンテーション資料の印刷物（カラーA4サイズ）を当日、15部持参のこと。
- ⑦ 本審査に出席しない場合は、受注意思がないものとみなし失格とする。
- ⑧ 本審査は、各提案者40分程度とし、その内、提案者からの説明は20分程度とする。ただし、選定者数が少ない場合、それぞれ5分程度増加する場合があります。別途事務局より通知する。
- ⑨ 審査に際し、必要があると認めるときは、技術提案書の内容について追加の説明や資料を求める場合がある。

7 技術提案書の評価方法

技術事項及び価格事項に係る評価は、第二次審査（技術提案審査）にて行う。提案者より提出された技術提案書等及びそれに基づくプレゼンテーション・ヒアリング審査の内容により評価する。評価委員会委員の評価は、別紙「設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル評価要領」に基づき、技術事項の面から行う。

8 技術者要件審査申請書の作成及び手続要領

(1) 作成にあたっての基本的条件

第一次審査時に実施しなかった技術者の資格や実績等の審査を実施するものであり、本要領「4 参加資格要件」を満たす配置技術者の実績等について記載のうえ審査を申請すること。

(2) 提出書類（電子データ）の取得方法

本要領「2 本事業の概要、(4) 関係書類等」を参照すること。

(3) 技術者要件審査申請書の体裁及び提出

① 体裁及び書式

技術者要件審査申請書（様式3-1）に添付資料を添え、左側1箇所をダブ

ルクリップで留めること。

② 提出期間

令和元年10月3日（木）午前9時から

同年10月4日（金）午後4時まで

※ 技術提案書とあわせて提出すること。

③ 提出場所

事務局

④ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

※ 持参による場合は、事前に日時を電話連絡すること。また、郵送による場合は、提出期間内必着とする。

⑤ 提出部数

正1部 副1部 計2部及びCD-R1部

CD-Rには、提出書類の電子データを格納すること。

9 その他

(1) 本プロポーザル後の契約の予定

- ① 速やかに事業費見積書を市長に提出する。当該見積書の額については、先に提出した価格提案書の額以下とする。
- ② 市長は、受注候補者が資格要件を満たさなくなった場合及びその他理由において受注候補者との事業契約が締結できない場合は、当該受注候補者の受注候補権を取り消し、第2位を受注候補者とし契約交渉を行う。
受注候補者は、事業契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、市長に対し、速やかに文書（様式任意）によりその旨を届け出ること。
- ③ 受注候補者は、受注候補者決定通知を受けた日から11月20日（水）までに仮契約を締結しなければならない。仮契約の成否は、八幡市議会の議決（可決）を要する。
- ④ ③に基づき締結した仮契約について、八幡市議会において否決された場合、その契約は無効とする。なお、その決定に際して発注者は契約者に対して一切の責めを負わないものとする。

(2) その他

- ① 参加表明書及び技術提案書の作成に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- ② 提出された参加表明書及び技術提案書の取扱い
 - ア 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
 - イ 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された提案書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様）は、事業者の選定

にかかわる公表以外には、参加者に無断で使用しない。

なお、契約に至らなかった場合の提案書類は、本事業の選定結果の公表以外には無断で使用しない。

ウ 審査結果については第二次審査終了後、第二次審査の参加者全員に通知する。また、八幡市ホームページにおいて下記内容等を掲載する。

(ア) 参加資格者名

(イ) 有参加資格者名（一次審査通過者）

(ウ) 受注候補者及び第2位の提案者名、特定の理由

(エ) 評価点一覧表（提案者名は伏せることとする）

※ 第二次審査で受注候補者及び第2位に特定された者の技術提案書（様式2-12～14）については、受注候補者特定後の一定の期間、本市ホームページ等で公表する。（一部、個人名等を伏せる等の加工を行うことがある。）

エ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負う。

オ 提出書類については、八幡市情報公開条例（平成16年八幡市条例第16号）の規定に基づく情報公開請求があった場合には公開する。なお、提案事業者の競争上の地位、利益を害すると認められる情報については、非公開となる場合がある。その際は、該当すると考えられる部分について予め文書により申し出ること。

カ オの規定に関わらず、本事業の受注者の技術提案書は市議会等への説明に使用し、八幡市のホームページに公表する。（後日、必要な提出書類について、電子データの提出を求める場合がある。）

③ 記載内容の変更

ア 参加表明書及び技術提案書の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。

イ 技術提案にて提案した設計業務における配置予定技術者（以下「配置予定者」という。）は、原則として、本事業が終了するまで変更を認めない。ただし、配置予定者が、病气入院及び死亡等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、市長が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。

④ 技術提案書の作成のために事務局から受領した資料は、事務局の了解なく公表及び使用してはならない。

⑤ 技術提案の履行

事業者は、技術提案書等の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること（市に不利益となる技術提案書の提案事項を除く）。また、事業者の責に帰することのできない事情により技術提案書等の提案事項が達成できない場合は、市長と協議の上、同等と認められる方法等で本事業を履行するものとする。

履行できない場合は、契約書に基づき、違約金の対象とする。なお、技術提案書等の提案事項を達成する意志が事業者に認められないなど、技術提案書等に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

⑥ 完成検査等について

ア 事業者による検査（工事監理業務における検査を含む）

(ア) 事業者は、自らの責任及び費用において、検査及び設備等の試運転等を実施する。

(イ) 事業者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく完了検査、その他関係法令で必要とされる検査等を受け、検査済証等の交付を受けるものとする。

(ウ) 事業者は、必要に応じて各種試験（化学物質の室内濃度測定を含む。）を実施する。

(エ) 検査及び設備等の試運転の実施については、監督職員及び発注者が別途発注者支援として委託する一般財団法人京都技術サポートセンターの技術者（以下「監督職員等」という。）に書面で通知すること。

(オ) 監督職員等は、事業者が実施する検査及び設備等の試運転に立ち会うことができる。

イ 監督職員等による検査

監督職員等による具体的な検査方法等については、監督職員等の指示による。

ウ 市による検査

(ア) 市は、事業者（工事監理者含む）及び監督職員等の立会いのもとで、完成検査等を実施する。

(イ) 完成検査等の具体的な方法等については、市の指示による。

⑦ ファシリティマネジメントシステムの構築

新本庁舎開庁に向けて、本庁舎のランニングコストの縮減と効率的な本庁舎の維持管理を目的とし、Building Information Modeling（以下「BIM」という。）にて作成した BIM モデルを用い、BIM データの持つ属性と 3 次元形状を連携させた、視覚的にわかりやすいファシリティマネジメントシステム

の構築を、別途発注する「八幡市新庁舎管理マネジメントシステム構築業務委託」にて行っており、本業務の実施設計段階及び施工においても、多くの連携が必要となる。

⑧ 環境シミュレーションの実施

BIM等のデジタルソフトを用いて、照明の最適配置、西日対策（日射量解析）、空調の最適配置、空調稼働時間、自然通風換気やビル風等について環境シミュレーションを行い検討すること。なお、基本設計時のシミュレーション結果とも比較検討すること。

別紙 受注候補者の決定フロー

